

○京都府立大学奨学寄附金取扱規程

(平成21年京都府立大学規程第4号)

(趣旨)

第1条 京都府立大学(以下「本学」という。)における奨学寄附金の受入れについては、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「奨学寄附金」とは、次の各号の経費に充てることを目的に、本学が受け入れる寄附金、助成金等をいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育活動の充実に要する経費
- (3) 学生に貸与する学資
- (4) 図書、機械、器具及び標本等の購入に要する経費
- (5) 国際交流に要する経費
- (6) 地域貢献に要する経費
- (7) その他本学の管理運営に要する経費

2 「部局等」とは、各学部又は大学院生命環境科学研究科、附属図書館、教務部、学生部、生命環境学部附属農場、生命環境学部附属演習林、事務局、各委員会等奨学寄附金の目的を所管する各部門をいう。

(奨学寄附金の申込み)

第3条 奨学寄附金の寄附を申し出る者(以下「寄附者」という。)は、別に定める「奨学寄附金申込書(様式1)」(以下「申込書」という。)を、部局等に提出するものとする。

2 部局等の長は、適当と認めるときは、申込書を受理するものとする。

(受入れの決定)

第4条 奨学寄附金の受け入れの決定は学長が行う。

2 学長は、奨学寄附金の受け入れを決定したときは、寄附者へ「奨学寄附金受入書(様式2)」を送付する。

3 学長は、寄附者からの入金を確認したときは、寄附者に対して「奨学寄附金領収書(様式3)」を送付する。

(奨学寄附金の使途)

第5条 学長は、奨学寄附金の受け入れを行った場合は、寄附金の目的に応じた教育、研究等の経費及び事務処理経費に充てるものとする。

2 前項の事務処理経費は、奨学寄附金として受け入れた金額に110分の10を乗じた額とする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、当該費用を増減し、又は徴収しないことができる。

3 前2項の場合において、事務処理経費に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てることができるものとし、その場合の端数は教育、研究等の経費に充てることができるものとする。

(受け入れの制限)

第6条 次の各号のいずれかに掲げる条件が附されている奨学寄附金は、受け入れることができない

いものとする。

- (1) 奨学寄附金により財産を取得した場合、これを寄附者に対して無償で譲与すること
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果、知的財産権が生じた場合、これを寄附者に対して無償で使用させ、又は譲与すること
- (3) 奨学寄附金の使途について、寄附者が調査、検査を行うこととされていること
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により奨学寄附金の全部または一部を取消することができること
- (5) その他学長が特に大学運営上の支障があると認める条件

(使途の変更)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学寄附金の使途の変更及び移し換えを行うことができる。

- (1) 使途において研究を担当する教職員が指定されている奨学寄附金について、当該教職員の転出等により、奨学寄附金を他の研究機関等に移し換える場合（事前に当該研究機関等の長の同意を得た場合に限る。）
- (2) 当該教職員の転出により、当該指定を変更等する場合
- (3) 寄附目的が達成されたことにより、奨学寄附金の使途を変更する場合

(教職員への助成金等)

第8条 本学の教職員が助成金、寄附金等を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該教職員は当該助成金、寄附金等を、改めて奨学寄附金として本学に寄附するものとする。

- (1) 当該教職員の職務上の教育研究を助成しようとするもの
- (2) 当該助成金、寄附金等をもって本学の施設、設備等を使用した教育研究を実施するための経費に充てようとするもの

(副学長の専行)

第9条 この規程に基づき学長が行う事項は、副学長のうち学長が指名する者（以下「副学長」という。）が専行する。

- 2 前項の規定に関わらず、特に異例又は重要と認められるものについては、副学長は、事前に、学長の指示を求めなければならない。
- 3 副学長は、受託研究、共同研究等と併せ奨学寄附金（学術研究に要する経費に充てるものに限る）の状況を整理・分析し、随時（少なくとも四半期毎に）学長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年7月13日から施行する。

(様式1)

奨学寄附金申込書

年 月 日

京都府立大学長 様

住所

氏名 印

(法人にあつては、法人名及び職氏名)

京都府立大学に対し、次のとおり奨学寄附金を寄附します。

寄附金の金額	金 円
寄附金の目的 (いずれかに○ を付ける。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 京都府立大学の()学部(研究科)の学術研究を奨励するため 2 京都府立大学の教育活動の充実に要する経費に充てるため 3 京都府立大学の学生に貸与する学資に充てるため 4 京都府立大学の図書、機械、器具及び標本等の購入に要する経費に充てるため 5 京都府立大学の国際交流に要する経費に充てるため 6 京都府立大学の地域貢献に要する経費に充てるため 7 その他京都府立大学の管理運営に要する経費に充てるため <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>寄附金の目的が「1」の場合で、特に奨励を希望する研究テーマ・教職員がある場合は記載</p> <p>研究テーマ ()</p> <p>所属:</p> <p>氏名:</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>寄附金の目的が「2」から「6」の場合で、特に希望する学部、研究科等がある場合は記載</p> </div>
備 考	法人にあつては、担当者の氏名・連絡先を記載

(様式2)

京府大第 号
平成 年 月 日

奨学寄附金受入書

様

京都府立大学
学 長

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。

平成 年 月 日付でお申し出いただきました寄附金につきまして、ありがたくお受けし、
京都府立大学の教育、研究等のために役立たせていただきたいと思います。

つきましては、下記によりお納めいただければありがたく存じます。

記

- 1 寄附金額 金 円

- 2 納入方法 本大学の預金口座への振り込み
(振込口座)
京都銀行本店営業部 普通 4 2 1 7 8 3 3
(口座名)
京都府立大学収入口 京都府公立大学法人
理事長
(キョウトフリツダ イカクシユニューク チョウトフコウリツダ イカクホウジンシチョウ)

- 3 奨励対象研究者氏名

(様式3)

No. _____

奨学寄附金領収書

様

¥ _____ ー

上記のとおり奨学寄附金を受領いたしました。

平成 年 月 日

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府公立大学法人
理事長

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものです。

- (注) 1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。